

2022年8月10日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社  
(管理会社コード13444)  
代表者名 取締役社長 横川 直  
問合せ先 商品ディスクロージャー部 笠間 悦男  
(TEL. 03-6250-4910)

### ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 銘柄名 (コード)

- a. MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信 (1550)
- b. MAXIS HuaAn 中国株式 (上海180A株) 上場投信 (2530)
- c. MAXIS 米国株式 (S&P500) 上場投信 (2558)
- d. MAXIS 全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信 (2559)
- e. MAXIS 米国株式 (S&P500) 上場投信 (為替ヘッジあり) (2630)
- f. MAXIS ナスダック100 上場投信 (2631)
- g. MAXIS ナスダック100 上場投信 (為替ヘッジあり) (2632)
- h. MAXIS 日本株高配当70 マーケットニュートラル 上場投信 (1499)

##### 2. 変更の理由

- a. ~ h. 受益者の利便性の向上のため。
- a. d. 米国 Bank Holding Company Act (銀行持株会社法) の下、当社はモルガン・スタンレー株への投資にあたり一定の制限を受けることに伴い、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用に支障が生じる事態を回避するため。

##### 3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

#### 4. 日程

a. ～ g.

2022年9月7日まで 金融庁届出日

2022年9月8日 変更日

h.

2022年9月7日まで 金融庁届出日

2023年1月7日 変更日

#### 5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

# 投資信託約款の新旧対照表

MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信  
MAXIS 全世界株式 (オール・カントリー) 上場投信

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内) (以下略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. 第32条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内 (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内) (以下略)</p>
<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>この信託およびマザーファンド(モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言(推奨)にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限ります。)</u>において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、<u>委託者および受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言(推奨)にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。</u></p> <p>④ <u>前項の議決権行使権限の委託または助言(推奨)どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第47条第2項から</u></p>	<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第22条の2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。</u></p>	
<p>（信託契約の一部解約） 第41条（略） ②～⑦（略） ⑧（略） 1. 第32条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内 （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内） （以下略）</p>	<p>（信託契約の一部解約） 第41条（略） ②～⑦（略） ⑧（略） 1. 第32条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内 （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内） （以下略）</p>

※各条番号、および各条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なる。

MAXIS Hua An中国株式（上海180A株）上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）                      第13条（略）                      ②（略）                      1.（略）                      2. 第39条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内                      （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内）                      （以下略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）                      第13条（略）                      ②（略）                      1.（略）                      2. 第39条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内                      （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内）                      （以下略）</p>
<p>（信託契約の一部解約）                      第48条（略）                      ②～⑥（略）                      ⑦（略）                      1.（略）                      2. 第39条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内                      （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内）                      （以下略）</p>	<p>（信託契約の一部解約）                      第48条（略）                      ②～⑥（略）                      ⑦（略）                      1.（略）                      2. 第39条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内                      （ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内）                      （以下略）</p>

MAX I S米国株式 (S&P 500) 上場投信  
 MAX I S米国株式 (S&P 500) 上場投信 (為替ヘッジあり)  
 MAX I Sナスダック100上場投信  
 MAX I Sナスダック100上場投信 (為替ヘッジあり)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. 第39条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内            (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内)            (以下略)</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. 第39条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内            (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内)            (以下略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>1. 第39条に定める計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内            (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内)            (以下略)</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>1. 第39条に定める計算期間終了日の<u>5</u>営業日前から起算して<u>5</u>営業日以内            (ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>6</u>営業日前から起算して<u>6</u>営業日以内)            (以下略)</p>

※各条番号、および各条文内で参照する条文の条番号はファンドによって異なる。

MAXIS日本株高配当70マーケットニュートラル上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（受益権の申込単位および価額）            第13条（略）            ②（略）            1. ～ 2.（略）            3. 第40条に定める計算期間終了日の<u>3</u>            営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内            （ただし、計算期間終了日が休業日の            場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業            日前から起算して<u>4</u>営業日以内）            （以下略）</p>	<p>（受益権の申込単位および価額）            第13条（略）            ②（略）            1. ～ 2.（略）            3. 第40条に定める計算期間終了日の<u>4</u>            営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内            （ただし、計算期間終了日が休業日の            場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業            日前から起算して<u>5</u>営業日以内）            （以下略）</p>
<p>（信託契約の一部解約）            第49条（略）            ②～⑥（略）            ⑦（略）            1. ～ 2.（略）            3. 第40条に定める計算期間終了日の<u>3</u>            営業日前から起算して<u>3</u>営業日以内            （ただし、計算期間終了日が休業日の            場合は、当該計算期間終了日の<u>4</u>営業            日前から起算して<u>4</u>営業日以内）            （以下略）</p>	<p>（信託契約の一部解約）            第49条（略）            ②～⑥（略）            ⑦（略）            1. ～ 2.（略）            3. 第40条に定める計算期間終了日の<u>4</u>            営業日前から起算して<u>4</u>営業日以内            （ただし、計算期間終了日が休業日の            場合は、当該計算期間終了日の<u>5</u>営業            日前から起算して<u>5</u>営業日以内）            （以下略）</p>

以 上